



HPはこちら

## 12月20日、経営側より提案を受ける

### 新賃金・夏季手当について

「変革 2027」においては、「社員・家族の幸福の実現」を図るため、経営のトッププライオリティである「安全」をしっかりと堅持する中で社員一人ひとりが自らの創意と発意により新たなチャレンジをすることで、構造改革をさらに加速させ、生産性向上、持続的な成長により、労働条件の向上や職場環境の改善、健康経営の推進などの総合的な処遇改善につなげていき、それが次の働きがいを生み出していくという成長の好循環を創出することを目指している。

夏季手当については、前年度下期の業績を踏まえ議論してきたことから、年度末に新賃金と一緒に検討することは一定の合理性があり、これにより年収ベースでの見通しが一定程度立つことによって社員が計画的な生活設計を立てられるようにすることは社員一人ひとりの働きがいの向上へとつながるものであることから、今後は新賃金と夏季手当を同時に検討することとする。

なお、年末手当については、従前のおり上期の業績を踏まえたうえで、検討することとする。

### <経営側>

**令和6年度の新賃金・夏季手当から同時に議論したいと考えている  
労働組合側からの提起は同時にお願いしたい**

**期末手当は労働組合との交渉で決定していくというものに変わりはない**